富山大学芸術文化学部インターンシップ実施要項

平成20年7月10日制定

令和元年11月20日改正

第１項　この要項は，富山大学芸術文化学部(以下「本学部」という。)におけるインターンシップの実施に関し必要な事項を定める。

第２項　この要項において「インターンシップ」とは，本学部の授業の一環として学生が企業又は官公庁等(以下「企業等」という。)において，実習あるいは研修形態の就業体験を行うことをいう。

第３項　インターンシップの実施対象年次は，全学年次生とする。

第４項　インターンシップの授業科目区分は，専門教育科目「インターンシップ」または「インターンシップ実習」とし，インターンシップの実施期間等により１単位又は２単位として認定する。

第５項　インターンシップの実施時期は，１～２週間とし，年間を通して実施する。

第６項　インターンシップの実施場所は，富山県インターンシップ推進協議会から提示された企業及び本学部が認める企業等とする。

第７項　インターンシップの実施に際しては，充分な事前指導及び事後指導を行うものとする。

第８項　インターンシップを履修しようとする学生は，所定の期日までにインターンシップ履修票及びインターンシップの実施企業等が求める書類を本学部総務課学務チームに提出しなければならない。

第９項　インターンシップを終了した学生は，終了後，直ちにインターンシップ報告書を就職進路委員会に提出しなければならない。

第 10 項　インターンシップの成績評価は，インターンシップを実施した企業等の評価に基づき，事前指導及び事後指導を総合して就職進路委員会が指名した教員が認定する。

第 11 項　インターンシップを履修する学生は，学生教育研究災害傷害保険のインターンシップ活動賠償責任保険に必ず加入するものとする。

第 12 項　この要項に定めるもののほか，インターンシップに関し必要な事項は就職進路委員会で協議する。

附　則

この要項は，平成20年7月10日から実施する。

附　則

この要項は，令和元年11月20日から実施する。